

第二次

福井県ひとり親家庭自立支援計画

概要版

計画策定の趣旨

県では「福井県ひとり親家庭自立支援計画」を平成16年3月に策定し、母子家庭、父子家庭およびひとり暮らしの寡婦の自立に向けた総合的な支援に取り組んできたところです。

しかしながら、ひとり親家庭は近年増加傾向にあります。

また、県内の女性労働者と比べて非正規雇用の割合が高いことや、養育費の確保が難しいことなど、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、ひとり親家庭対策の一層の推進を図るため、「第二次福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定しました。

この計画は、母子及び寡婦福祉法に基づく法定計画で、ひとり親家庭の親と子が健康かつ健全に社会的に自立した生活を送ることができ、家族の形態に関わりなく子どもが安心して健やかに育つことができることを目指しています。

計画の期間

この計画の推進期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

また、法律および「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日 厚生労働省告示第248号)」が改正された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ改定を行います。

施策の基本方針

ひとり親家庭の自立を支援するため、次の5つの項目を柱として、具体的な施策を推進します。

特に、父子世帯対策については、母子および寡婦世帯に対する施策との均衡を図りながら自立支援に努めます。

(1) 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活および就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受けられるよう、自立支援策に関する情報の提供や助言を行うなど相談機能の充実を図ります。

(2) 就業支援の推進

ひとり親家庭が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、より安定した職業に就くための職業能力向上の訓練や就職に結びつく就業支援に取り組みます。

(3) 養育費確保の推進

ひとり親家庭の子どもに対する養育費を確保できるよう、養育費についての相談や情報提供に取り組みます。

(4) 子育て支援の推進

ひとり親家庭が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスの充実や子育ての経済的負担の軽減を図ります。

(5) 生活支援の推進

ひとり親家庭の生活基盤としての公営住宅の活用や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成事業等の経済的負担の軽減により、自立生活の支援に取り組みます。

第二次 福井県ひとり親家庭自立支援計画 体系図

ひとり親家庭の課題

主要事業

●母子家庭等就業・自立支援センター事業
母子家庭の母等に対して就業相談員や母子自立支援プログラム策定員による就業相談、就業支援講習会の開催、養育費相談員による養育費相談など一貫した支援サービスを提供しています。

●母子自立支援プログラム策定事業
母子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給している母子家庭の自立を支援するため職業能力開発や資格取得へのアドバイス、就業への支援など個々の家庭に応じたトータルな自立支援計画を策定します。

●母子家庭等教育訓練給付金制度
母子家庭の母または父子家庭の父の主體的な能力開発を支援するもので、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方が、雇用保険制度の養育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の4割相当額(8千円を越え、20万円を上限)が支給されます。

※福井県では、法律で定められた支給水準である「受講料の2割相当額」を上回る4割相当額で支給を行い、就業に向けた能力開発の促進を図っていきます。また、対象者を父子家庭の父にも拡大して実施します。

●高等技能訓練促進費等制度
母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の最後の3分の1に相当する期間、「高等技能訓練促進費」が支給されます。また、修業期間の修了後、「入学支援修了一時金」が支給されます。

●母子家庭看護師等就労応援事業給付金
母子家庭の母の資格取得を支援し、安定した職業への就職を促進するため、専門学校等での修業期間について母子寡婦福祉資金(技能習得期間中の生活資金)の貸付を受け、修業期間の修了後、6か月以内に県内で資格を活かして就職した方を対象に、貸付額の2分の1が支給されます。

主要事業

●母子家庭等日常生活支援事業
ひとり親家庭の親や寡婦に家事・育児等の日常生活についての支障が一時的に生じた場合に、各市町が生活支援員の派遣を行い、日常生活のサポートを行います。

●すみずみ子育てサポート事業
保護者の病気や冠婚葬祭等で一時的に子育てに対する支援が必要となった場合に、一時保育や保育所等への送迎などを行い、きめ細かなニーズに柔軟に対応し子育てをサポートしていきます。

●児童手当の支給
家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため、小学校6年生までの子どもの養育者に児童手当が支給されます。

●ふくい3人っ子応援プロジェクト事業
3人以上の子どもを持つ世帯の第3子以降の子どもについて、生まれる前の妊婦検診費から、3歳に達するまでの保育料および一時預り等の利用料を原則無料化するとともに、小学校就学前までの全ての子どもの医療費を無料化する事業を実施します。

就業支援の推進

- (1)就業相談事業の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - 母子自立支援プログラム策定事業
 - 母子自立支援員による就業相談
 - ハローワークやハローワーク福井マザーズサロンの利用促進

- (2)就業に向けた能力開発の促進
- 就業支援講習会の充実
→新たに嶺南地域でパソコン講習会を実施
 - 準備講習付き職業訓練の実施
 - 母子家庭等教育訓練給付金制度
→母子家庭の母：助成率を受講料の4割相当額に据置き(2割→4割)
→父子家庭の父：新たに対象として拡充

- 技能習得期間中の母子寡婦福祉資金の貸付
→償還期間を10年から20年に延長
- 高等技能訓練促進費制度
→入学支援修了一時金の新設
- 母子家庭看護師等就労応援事業給付金
→母子家庭の母の資格取得を支援するための給付金制度を新設

☆看護師等の国家資格を取得する場合、3つの制度を組み合わせて利用できる

- (3)就業機会創出への働きかけ
- ハローワークのトライアル雇用制度の活用
 - ハローワークの特定求職者雇用開発助成金制度の活用
 - 21世紀職業財団のパートタイマー均等待遇推進助成金制度の活用

養育費確保の推進

- (1)養育費確保のための支援
- 養育費相談員の配置
 - 養育費相談支援センターとの連携
 - 養育費相談会の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター事業の弁護士による特別相談制度

- (2)養育費確保に向けた啓発の推進
- 広報・啓発活動および情報提供の推進

情報提供・相談体制の充実

- (1)情報提供体制の充実
- 県・市町による情報提供
 - 身近な地域活動者からの情報提供
 - 母子寡婦福祉連合会への支援
- (2)相談体制の充実
- 母子自立支援員による相談
 - 母子家庭等就業・自立支援センターでの相談
 - 配偶者暴力支援センターでの相談
 - 相談・手続きの利便性の向上
 - 相談員の資質向上のための研修の実施

子育て支援の推進

- (1)多様な保育サービスの充実
- 母子家庭等日常生活支援事業
 - すみずみ子育てサポート事業
 - ショートステイ・トワイライトステイ事業
 - 保育所等における休日・夜間・延長保育事業
 - 病児デイケア促進事業
 - 保育所優先入所
 - 放課後児童クラブ優先利用
- (2)子育ての経済的負担軽減
- 児童手当の支給
 - 乳幼児医療費無料化事業
 - ふくい3人っ子応援プロジェクト事業
- (3)企業の子育て応援の促進
- 子育て応援企業への支援
 - 労働環境改善に向けた情報提供

生活支援の推進

- (1)生活基盤の確保
- 公営住宅による生活支援
 - 母子寡婦福祉資金(住宅・転宅資金)の貸付
 - 母子生活支援施設の活用
- (2)経済的支援の充実
- 児童扶養手当の支給
 - 母子寡婦福祉資金貸付制度
 - 高校授業料等減免制度、高校・大学等奨学金制度
 - ひとり親家庭医療費助成事業
 - 交通災害等遺児就学支度資金支給事業

自立・就業支援に重点を置いた総合的なひとり親家庭対策の推進

主要事業

●養育費相談員の配置
母子家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を配置して、養育費の確保に関する相談事業を実施します。

●養育費相談支援センターとの連携
厚生労働省の委託事業として、養育費に関する電話・電子メールによる相談を実施しています。また、自治体等から要請があった場合には、出張相談も実施しています。

養育費相談支援センター
東京都豊島区東池袋3-1-1
TEL 03-3980-4108
FAX 03-6411-0854
e-mail fpic-youkuhi@work.odn.ne.jp

●弁護士による特別相談制度
母子家庭等就業・自立支援センターでは母子家庭の母等を対象に、弁護士による無料法律相談を予約制により実施します。

主要事業

●児童扶養手当の支給
父と生計を同じくしていない児童が養育される母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する事業を実施します。また、適正な支給を実施するため、受給開始後5年を経過した(または受給資格取得後7年を経過した)母子家庭の母を対象に、本人の就労状況や就労意欲を確認したうえで児童扶養手当の支給を行っています。

●母子寡婦福祉資金貸付金
母子家庭や寡婦に対し、市福祉事務所および県健康福祉センターの窓口において、修学資金等の母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い利用の促進を図るとともに、利用者の立場に立った適正な貸付業務を実施します。

●ひとり親家庭医療費助成事業
ひとり親家庭における疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的として、母子家庭の母・児童(20歳未満)、父子家庭の父・児童(20歳未満)およびひとり暮らしの寡婦について医療費の自己負担分を助成する事業を実施します。

主な相談機関

【市町のひとり親家庭相談窓口】

市町村	担当課	住所	電話番号
福井市	保育児童課分室	福井市大手3丁目10-1	☎ 0776-20-5696
敦賀市	児童家庭課	敦賀市中央町2丁目1-1	☎ 0770-22-8125
小浜市	社会福祉課	小浜市大手町6-3	☎ 0770-53-1111(代)
大野市	児童福祉課	大野市天神町1-1	☎ 0779-66-1111(代)
勝山市	福祉・児童課	勝山市郡町1丁目1-50	☎ 0779-87-0777
鯖江市	児童福祉課	鯖江市西山町13-1	☎ 0778-53-2224
あわら市	福祉課・子育て支援室	あわら市市姫3丁目1-1	☎ 0776-73-8021
越前市	児童福祉課家庭児童相談室	越前市府中1丁目13-7	☎ 0778-22-3628
坂井市	児童家庭課	坂井市坂井町下新庄1-1	☎ 0776-50-3042
永平寺町	福祉保健課	永平寺町松岡春日1丁目4	☎ 0776-64-2211
池田町	保健福祉課	池田町稲荷35-4	☎ 0778-44-8000
南越前町	保健福祉課	南越前町東大道29-1	☎ 0778-47-8007
越前町	住民福祉課	越前町西田中13-5-1	☎ 0778-34-8708
美浜町	健康福祉課	美浜町郷市25-25	☎ 0770-32-6704
高浜町	福祉課	高浜町宮崎71-7-1	☎ 0770-72-5887
おおい町	住民福祉課	おおい町本郷136-1-1	☎ 0770-77-1111(代)
若狭町	住民課	若狭町中央1-1	☎ 0770-45-9106

【県健康福祉センター】

センター名	住所	電話番号
福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	☎ 0776-36-2857
坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	☎ 0776-73-0600
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	☎ 0779-66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	☎ 0778-51-0034
〃 武生福祉保健部	越前市文京2丁目13-39	☎ 0778-22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	☎ 0770-22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	☎ 0770-52-1300

【母子家庭等就業・自立支援センター】

財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会内
住所 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター4階
☎0776-21-0733



【ハローワーク福井マザーズサロン】

住所 福井市大手3丁目4-1 福井放送会館ビル3階
☎0776-22-2800



【福井県内のハローワーク等】

ハローワーク名	住所	電話番号
ハローワーク福井	福井市大手2丁目22-18	☎ 0776-23-0174
ハローワーク武生	越前市中央2丁目8-23	☎ 0778-22-4078
ハローワーク大野	大野市陽明町3丁目403	☎ 0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	☎ 0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3	☎ 0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10	☎ 0770-52-1260

附属機関名	住所	電話番号
福井ハローワークプラザ	福井市大手3丁目4-1 福井放送会館3階	☎ 0776-23-2500
パートバンクさばえ	鯖江市桜町2丁目7-1 嚮陽会館1階	☎ 0778-51-8800

【21世紀職業財団 福井事務所】

住所 福井市大手3丁目4-1 福井放送会館ビル2階
☎0776-21-0581



● 発行・編集(平成20年3月)●
福井県健康福祉部子ども家庭課
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0343 / FAX 0776-20-0640